

文京区認知症対応型共同生活介護等における転入者の利用に係る基本方針について

これまで、区内の（介護予防）認知症高齢者グループホームに対し、地域密着型サービスの理念に基づき、事業の適正な運営を確保するため、区内転入日から3か月を経過しない転入者に対し、サービスを提供しないよう周知していた。

このたび、転入から3か月を経過していない者が地域密着型サービスの利用を希望する場合の取扱いについて、対象者の要件をより明確にするため、転入者の利用に係る基本方針を策定した。

1 内容（利用要件）

（1）転入者の利用要件（従前のおり）

転入者は、転入日から3か月を経過するまで、（介護予防）認知症高齢者グループホームのサービスを利用できない。

（2）例外（新規）

次の①②のいずれにも該当する転入者については、転入日から3か月を経過する前にサービスを利用することができる。

① 転入者がサービスを利用しようとする時点において、次のいずれかに該当する場合

ア サービスの利用を希望する施設に待機者がいない場合

イ サービスの利用を希望する施設の待機者よりサービス利用の必要性が著しく高いと認められる場合

② 次のいずれかの者に該当する場合

ア 区内に3か月以上居住している配偶者又は3親等内の親族があり、当該親族から継続的な支援が見込まれる者

イ 配偶者又は3親等内の親族とともに区内に転入した者

ウ サービス利用の申請以前から3か月以上継続して区の被保険者である者

エ アからウまでのほか、区長が特に必要があると認める者

2 適用年月日

令和5年4月1日